

居宅介護支援重要事項説明書

令和6年6月1日 現在

1. 当事業所の運営の目的と方針

医療法人博演会（以下「事業者」という）が開設する指定居宅介護支援事業所くるみ（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等（以下「利用者」という）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとします。

事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2. 居宅介護支援の申込からサービス提供までの流れと主な内容

- (1) 利用者やその家族の相談に応じる
- (2) かかりつけ医等と情報交換を行い、利用者の健康状態、ADL、家族の状態など専門的に評価する
- (3) アセスメントの結果をふまえてケアプランを作成する
- (4) 利用者に対するケアの方針樹立（サービス内容、提供者、頻度等）

3. 当社の概要

名称・法人種別	医療法人 博 演 会
代表者役職・氏名	理事長 湯澤 俊
本社所在地・電話番号	さいたま市西区西遊馬1260-1 048-624-3974
事業の目的等	1 本社は、診療所を営み、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とする。 2 本社は、前項に掲げる診療所を営むほか、次の業務を行う。 介護老人保健施設の経営 名称 ル・サンク湯澤 訪問看護ステーション・訪問リハビリステーションの経営 名称 大宮西訪問看護ステーションくるみ 名称 訪問リハビリステーションくるみ 訪問介護ステーションの経営 名称 くるみ 通所介護事業所の経営 名称 みると・まみや・まみや倶楽部 ・デイリハくるみ・デイリハ三橋 他 居宅介護支援事業の経営 名称 くるみ・プライエボーリくるみ
事業内容 (介護・介護予防サービス)	介護老人保健施設サービス・短期入所療養介護・通所介護・通所リハビリ・訪問看護・訪問リハビリ・訪問介護・居宅介護支援 地域包括支援センター・在宅介護支援センターの受託業務

4. 当事業所の概要

(1) 指定番号およびサービス提供地域

事業所名	くるみ
所在地	埼玉県さいたま市西区西遊馬1259-2
介護保険指定番号	居宅介護支援 (埼玉県 1170300113号)
サービスを提供する地域*	さいたま市西区

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	主任介護支援専門員	1名		事業の管理	1名
介護支援専門員	主任介護支援専門員	1名		ケアプランの作成	1名
	介護支援専門員	4名			4名
事務職員		1名		給付処理等の事務	1名

(3) 営業時間

月～金曜日 9:00～17:00

土曜日 9:00～12:30

*事業所の営業時間外は、下記の電話番号にご連絡ください。

080-4439-3827

(4) 休業日 日曜・祝祭日・年末年始

5. 利用料金

(1) 利用料

- 1) 要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。
- 2) 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヵ月につき別紙料金表の金額をいただき、当事業所から指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。この証明書を、後日保険者市の窓口へ提出しますと、条件により払い戻しを受けられます。

(2) 交通費

前記4の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするために要した交通費の実費を徴収します。

なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とします。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね5キロ未満 100円

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね5キロ以上 200円

(3) 解約料

利用者は、いつでも契約を解約することができますが、プラン作成(契約)後、当月の途中で利用者のご都合により解約した場合には、下記の料金をいただく場合がございます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	上記(1)(2)表の該当金額
保険者(市区町村)への居宅サービス計画の届け出が終了後に解約した場合	解約料は一切かかりません

(4) その他 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月5日までに前月分の請求をいたしますので、

10日以内にお支払いください。お支払方法は現金にてお願いいたします。

お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

(2) サービスの終了

- 1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合
終了を希望する日の2日前までに解約を申し入れ、文書で通知することにより、利用者が希望する日をもって終了することができます。また、契約を継続しがたい正当な理由がある場合には、直ちに終了することができます。
- 2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。
- 3) 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。
① 利用者が介護保険施設に入所した場合

- ② 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要支援または非該当(自立)と認定された場合
- ③ 利用者がお亡くなりになった場合
- ④ 利用者の介護保険でのプラン利用が概ね6ヵ月以上無かった場合

7. 苦情・ハラスメント処理

- (1) 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- (3) 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとします。
- (4) 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- (5) 利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどのハラスメント行為(暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷等の迷惑行為・セクシャルハラスメント等)を行った場合、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

8. 虐待防止のための措置に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
 - 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について従業員に周知徹底
 - 2) 虐待防止のための指針の整備
 - 3) 虐待を防止するための従業員に対する年1回の研修の実施
 - 4) 利用者及びその家族からの苦情解決方法の整備
 - 5) その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

9. 感染症対策

- (1) 感染症対策を検討する委員会の定期的な開催
- (2) 感染症予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 事業所において介護支援専門員に対し年1回の研修及び訓練の実施

10. その他運営についての留意事項

- (1) 事業者は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を定期的に設けるものとし、業務体制を整備していきます。
- (2) 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

11. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所が利用者に対して行う指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行い必要な措置を講じるとともに、管理者に報告します。
- (2) また、当事業所が利用者に対して行った指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います

12. 秘密保持

- (1) 事業者および従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。
- (2) 従業者であったものは、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を、従業者でなくなったあとにおいても保持するものとします。
- (3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者及び家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

13. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 相談、要望の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、ご質問は管理者か下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

電話番号：048-783-2001

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:30

(2) 苦情の窓口

居宅介護支援や個人情報保護法に関する苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

- ① 当事業所の居宅介護支援においては、苦情または相談があった場合は、関係の把握に努め、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、迅速に対応致します。
担当 黒川 朋美 電話 048-783-2001 受付時間は前項と同じ

- ② 当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会等に苦情を伝えることができます。

さいたま市 各区役所 高齢介護課 介護保険担当

電話 西区：048-620-2668 大宮区：048-646-3068

北区：048-669-6068

午前8時30分～正午 午後1時～午後5時（土、日、祝日は除く）

埼玉県国保連合会 介護福祉課苦情対応係 電話 048-824-2568

午前8時30分～正午 午後1時～午後5時（土、日、祝日は除く）

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所 <名称> 医療法人 博溟会 くるみ
<所在地> さいたま市西区西遊馬1259-2
<説明者> 氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、サービスの提供を受けることに同意しました。

同意日 令和 年 月 日

利用者 <住所>

<氏名>

署名代理人 <住所>

<氏名>